

あなたは「虐待」をどこまでご存じですか？

虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。保護者はしつけのつもりでも、暴力や暴言で子どもを追いつめ、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に深刻な影響を与えるものであれば、それは虐待なのです。

《子どもへの虐待の種類と主な特徴》

身体的虐待	心理的虐待
子どもの身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること →後遺症が残る、外傷により死に至ることがある 例) 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、首を絞める、溺れさせる、締め出す、意図的に子どもを病気にさせるなど 	子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと →子どもの心に不安や怯えを引き起こす 例) 言葉で脅す、脅迫する、無視や拒否的な態度をとる、兄弟間で差別的な扱いをする、子どもの前で家族に対して暴力を振るう など 
ネグレクト（育児の放棄）	性的虐待
心身の正常な発達を妨げる行為、長時間の放置など保護者としての責任を著しく怠ること →栄養失調、脱水症状など死に至ることがある 例) 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など 	子どもにわいせつな行為をすること、させること →異性への嫌悪感をうえつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残す 例) 性的行為を強要する、わいせつな映像を見せる、ポルノグラフィティの被写体にする など 

要注意！ 実はこれも児童虐待です



小さい子どもの車内放置・自宅放置

「眠っていたから」「短い時間だから」…
わずかな油断が子どもの生命を危険にさらします

子どもの前での夫婦げんか

子どもの心を傷つけるだけでなく
その後の成長にも悪影響を与えます

子どもの前での夫婦げんかは、「**面前DV**」とも呼ばれる心理的虐待のひとつです。

子ども自身が直接叩かれたり怒鳴られたりしなくても、「自分のせいでけんかしているのかもしれない」と不安になったり、「自分は何もできない」という無力感や罪悪感を抱えたりすることにつながります。もし夫婦間で意見が合わないときは、お互いに冷静になり、子どものいない場所や時間帯でゆっくりと話し合えるよう心がけましょう。

特集

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～「しつけ」のつもりは親の言い訳～

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶ちません。痛ましい児童虐待は、テレビの向こうの出来事ではなく、子育てをしている誰もが引き起こしかねないものです。特に、子育てをしている家族が心身ともに追い詰められてしまい、自覚なく虐待をしてしまっていることも少なくありません。



11月は「**児童虐待防止推進月間**」。子どもが辛い思いをしていたら

「しつけ」ではなく「虐待」であると理解し、子どもの立場に立って考えてみる必要があります。

現在まさに子育てを頑張っているあなた、これから親になるあなた、そして、子どもが暮らす地域で共に生活しているあなた。児童虐待は、社会全体で解決すべき重要な問題です。

いま、児童虐待をなくすために、できることを考えてみませんか。

【問合せ先】 こども課（こども家庭センターグループ）
☎ 029-240-7129（直通）
茨城町総合福祉センター
「ゆうゆう館」内

町こども課職員一同は、茨城町での子育てを
全力でサポートしています。
わたしたちと一緒に考えてみましょう！



まずはチェック！

子育てを頑張るお母さん、お父さん 思い当たることはありませんか？

- ☐ イライラして、子どもにあたってしまうことがある
- ☐ 感情的になって怒鳴ってしまうことがある
- ☐ 子どもが愛おしく感じられないときがある
- ☐ 子どもの悪いところばかりに目がいく
- ☐ 忙しくて子育てがおろそかになっていると感じる
- ☐ 身近に相談できる人がいなくて心細い

